

随意契約の結果の公表

(令和4年2月分)

【総務部】

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	所管部課(地方機関)の名称	備考
自動車税環境性能割の月報入力等に係る税務総合オンラインシステム改修業務	令和4年2月4日	島根県税務総合オンラインシステム共同企業体 代表者: 富士通Japan株式会社 島根支社 支社長 艸葉 美市博 松江市学園南二丁目10番14号	1,663,200	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は、当該システムの開発及び維持管理を行っていることから当該システムやサーバ構成を熟知しており、当該システムの設定変更の設計・作業ができる唯一の者である。本県税務システムの確実な移行及び安定的な運用を確保するためには、当該システムに精通した当該事業者以外に選択肢はないため。	総務部税務課	
徴収猶予・換価猶予の時効計算変更対応に係る税務総合オンラインシステム改修業務	令和4年2月9日	島根県税務総合オンラインシステム共同企業体 代表者: 富士通Japan株式会社 島根支社 支社長 艸葉 美市博 松江市学園南二丁目10番14号	3,003,000	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は、当該システムの開発及び維持管理を行っていることから当該システムやサーバ構成を熟知しており、当該システムの設定変更の設計・作業ができる唯一の者である。本県税務システムの確実な移行及び安定的な運用を確保するためには、当該システムに精通した当該事業者以外に選択肢はないため。	総務部税務課	
国税連携データシステムの変更に伴う対応に係る税務総合オンラインシステム改修業務	令和4年2月9日	島根県税務総合オンラインシステム共同企業体 代表者: 富士通Japan株式会社 島根支社 支社長 艸葉 美市博 松江市学園南二丁目10番14号	1,894,200	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は、当該システムの開発及び維持管理を行っていることから当該システムやサーバ構成を熟知しており、当該システムの設定変更の設計・作業ができる唯一の者である。本県税務システムの確実な移行及び安定的な運用を確保するためには、当該システムに精通した当該事業者以外に選択肢はないため。	総務部税務課	
課税標準通知の記載事項追加等対応に係る税務総合オンラインシステム改修業務	令和4年2月9日	島根県税務総合オンラインシステム共同企業体 代表者: 富士通Japan株式会社 島根支社 支社長 艸葉 美市博 松江市学園南二丁目10番14号	4,019,400	第167条の2 第1項第2号	当該事業者は、当該システムの開発及び維持管理を行っていることから当該システムやサーバ構成を熟知しており、当該システムの設定変更の設計・作業ができる唯一の者である。本県税務システムの確実な移行及び安定的な運用を確保するためには、当該システムに精通した当該事業者以外に選択肢はないため。	総務部税務課	